

2021年4月開始の企業の代理返還システムを活用し、 社員の奨学金返還を支援する新制度を導入

株式会社エフ・トレード(代表取締役:中村 正義、本社:神奈川県横浜市、以下:当社)は2021年10月1日(金)より、以下の条件に該当する当社社員に対して奨学金の返済をサポートする制度を開始します。

本制度は日本学生支援機構が2021年4月より開始した「奨学金返済支援(代理返還)制度」を活用します。借入先が日本学生支援機構の場合、企業から機構への直接送金が可能になり、奨学金の返還支援に取り組む上で、様々なメリットが有り、さらに当社社員の精神的負担を軽減できる制度です。

● 目的

SDGsの社会を目指して奨学金返済支援の制度も設けます。
これにより社員の精神的等の負担を減らしていくことが可能になります。

● 開始時期

令和3年10月1日

● 条件

対象者:在籍3か月以上～3年3か月以内
:上記以外で申請があり会社の認めた社員
借入先:独立行政法人 日本学生支援機構

● 支給詳細

毎月の返済額を日本学生支援機構に直接送金し、繰り上げ返済もしくは先掛返済に充当します。機構に当社が直接、返金することで対象者の給与の所得税や住民税に影響なく奨学金の返済がおこなえます。

※上限は月額1万円となり、それ以上に関しては一旦会社で基金に対して支払いをおこない後日、給与で差額を控除します。

例)1万3千円を支払った場合は3千円を給与で控除します。

※返済金額により隔月の返済とする場合もあります。

● 申込

当社指定の書式に記入をおこない管理部に提出します。審査後に返済額の決定を書面にて通知します。

● 社内審査

当社審査基準に基づき審査します。不合格の場合は、追加資料を提出後に再審査します。審査は通常2週間程度管理部にて審査し決定します。その後、返済額の決定を書面にて通知します。

● 支給停止

- ・休職・休業(業務上疾病を除く)

休職または休業開始月から支給を停止し、復職日の翌月から再開します。

- ・退職

退職日の前々月末に支払う給与での支給を最終とします。支給後に退職が決まった場合は支給額を最後の給与で控除とします。

- ・奨学金の返還が終了したとき、終了した月で支給停止します。

上記にかかわらず、勤怠不良など会社の判断および懲戒事由に該当した場合は、支給を停止します。なお会社判断により支給の再開もあります。

● 退職

入社3年以内の自己都合による退職の場合は、退職時に7か月分返還となります。返還方法は給与控除および会社に指定に準じます。懲戒処分による退職の場合は、14か月分返還となります。

*参考資料:

学生の半分以上は奨学金制度を利用

学生生活調査(日本学生支援機構)

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/kosen_senshu/_icsFiles/afldfile/2020/03/16/senshu18_1.pdf

*企業の代理返還

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/_icsFiles/afldfile/2020/12/21/kigyoushien2.pdf

●本件に関する問い合わせ先

株式会社エフ・トレード

管理部 課長 採用責任者 星 歩

主任 佐藤 加奈恵

TEL:045-534-9811(代表) 045-594-9782(管理部)

Mail: ftkanri@ftrade.co.jp